

第 2 章

全体構想

- 1 | まちづくりの将来像
- 2 | 目標人口
- 3 | 市街地フレーム
- 4 | 将来都市構造
- 5 | 分野別方針

第2章 全体構想

1 | まちづくりの将来像

- 都市計画マスタープランにおけるまちづくりの将来像は、総合計画に掲げる将来像とし、その実現に向け、都市づくりの観点から取り組むものとします。
- また、総合計画に掲げる以下の基本方針を踏まえ、まちづくりを進めます。

みんなが輝く活力あふれる河合町 ～ 豊かさを実感できるまちづくり ～

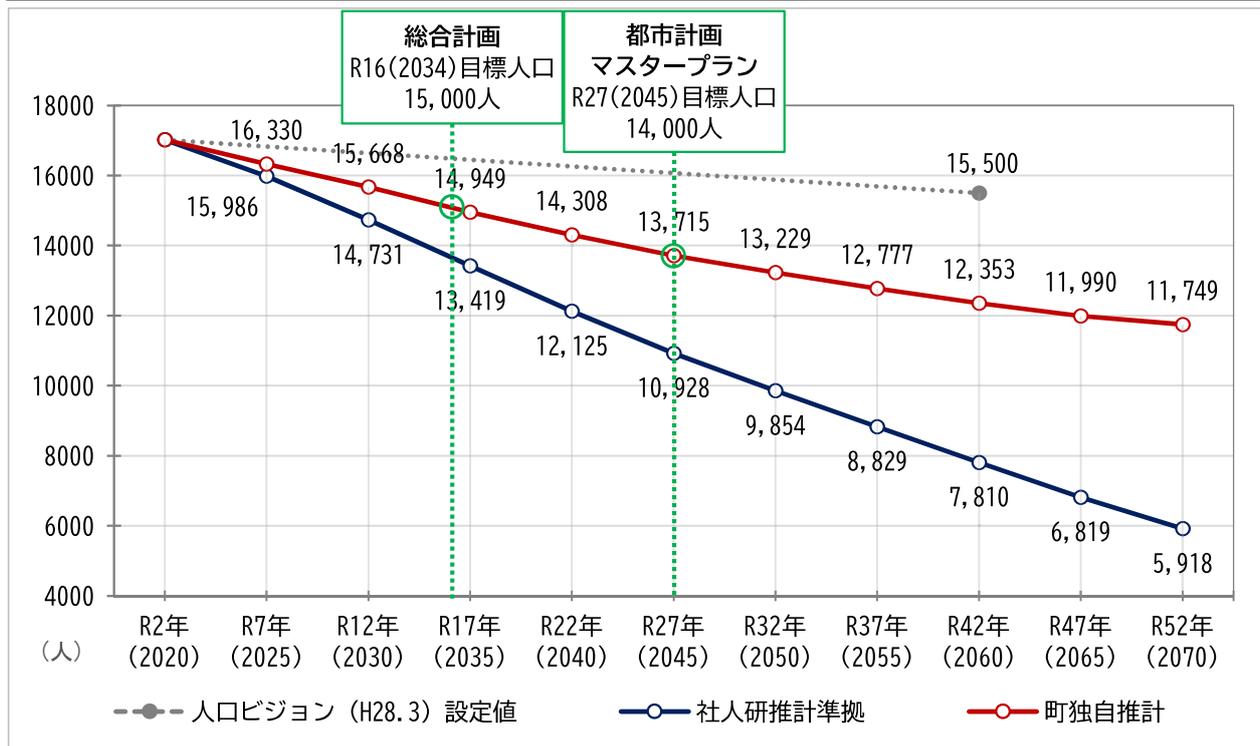
<基本方針>

1. いつまでも健康で生き生きと暮らせて魅力あふれる居住環境づくり
2. 豊かな自然と共生し安全で安心して暮らせる循環型のまちづくり
3. 郷土愛にあふれ心豊かに生涯活躍できるひとづくり
4. 賑わいと歴史文化がとけ合うふるさとの魅力づくり
5. 多様な産業の育成と地域ブランド化の推進による活力づくり
6. 町民協働と健全な行財政運営

2 | 目標人口

- 目標人口は、総合計画と整合を図り、以下のとおり設定します。

目標年次（2045年）の目標人口：14,000人



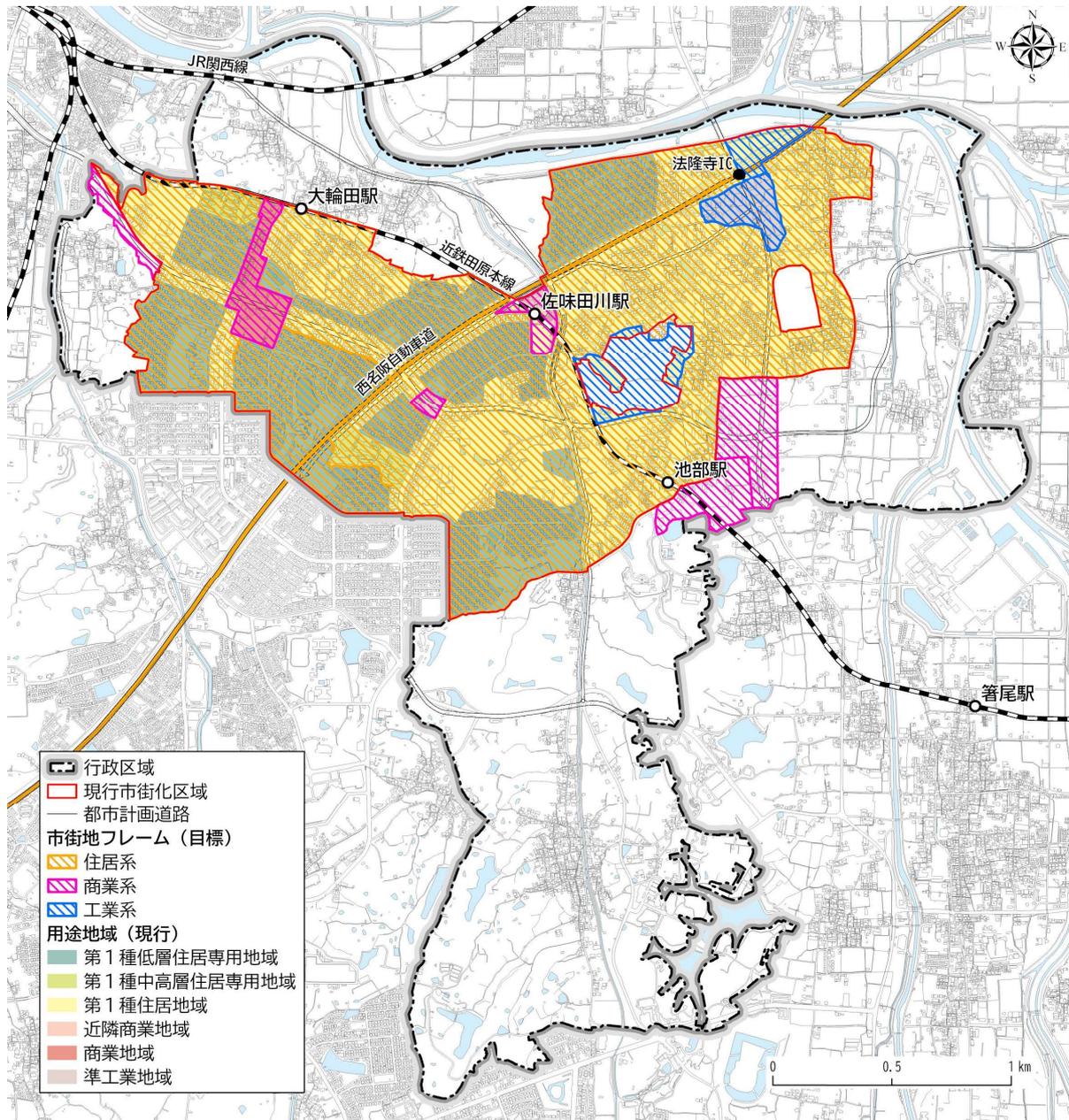
3 | 市街地フレーム

- 目標人口を踏まえたコンパクトなまちづくりを推進するため、住居系市街地フレームを縮小します。
- 一方、工業系・商業系市街地フレームについては、本町の広域交通や鉄道の利便性を背景とした工業・商業系機能の立地ポテンシャルを踏まえ、拡大を図ります。

■市街地フレーム目標（単位：ha）

区分	市街化区域				市街化調整区域	都市計画区域
	住居系	工業系	商業系	計		
現況(平成 20 年)	326.5	5.9	9.5	341.9	485.1	827.0
現況(令和 7 年)[A]	約 326	約 6	約 9	約 341	約 482	約 823
目標(令和 27 年)[B]	約 319	約 24	約 32	約 375	約 448	約 823
増減[B-A]	▲7	+18	+23	+34	▲34	±0.0

■目標（令和 27 年）の市街地フレーム根拠図



4 | 将来都市構造

(1) 拠点エリア

公共機能集積 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○河合町役場、総合福祉会館、保健センター等の公共機能やスポーツ機能等が集積し、町域の中心的な役割を担う池部駅周辺を公共機能集積エリアに位置づけます。 ○当該エリアは、今後も本町の中心として、馬見丘陵公園への緑道の回遊性を活かしながら、池部駅を中心としたにぎわいや景観の充実を図ります。
生活利便施設 集積エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○生活利便性が高い鉄道駅周辺や、商業施設等の都市機能が集積する地域幹線道路の沿道を生活利便施設集積エリアに位置づけます。 ○当該エリアの既存ストック(公園、主要道路・歩道、公共施設等)や商業地の魅力を高めるとともに、生活拠点としての利便性や景観の維持・向上を図ります。
文化・地域交流 ・防災エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○町立公民館周辺を文化・地域交流・防災エリアに位置づけます。 ○町立公民館は、文化・地域交流の機能を有する町立公民館及び防災機能を有する町立体育館として再整備され、平時は公民館として、災害時は避難所として機能しており、引き続き防災拠点としての機能強化を図ります。
産業振興エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○交通利便性の高い法隆寺インターチェンジや地域幹線道路近傍を産業振興エリアに位置づけます。 ○広域交通へのアクセス利便性を活かし、産業の維持・充実を図ります。 ○特に、天理王寺線沿道のエリアでは、道路整備により産業立地のポテンシャルが高まることから、周辺の住環境と調和した、新たな産業振興機能の立地誘導を図ります。
シンボル景観 保全・活用エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○本町を特徴づける地域資源をシンボル景観保全・活用エリアに位置づけます。 ○佐味田宝塚古墳、ナガレ山古墳、乙女山古墳、大塚山古墳群、廣瀬神社については、積極的な保全に努めるとともに、多様な交流活動の拠点として活用を図ります。

(2) ゾーン

市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○都市施設の維持管理を適切に実施するとともに、無秩序な開発を抑制し、良好な市街地の形成に努めます。 ○幹線道路沿道においては、高い交通利便性を活かした土地利用の促進を図ります。 ○住宅地においては、住宅ストックの利活用を促進し、高齢化やライフスタイルの変化等に対応するとともに、景観の維持・向上を図り、良好な住宅地の形成に努めます。
集落・農地ゾ ーン	<ul style="list-style-type: none"> ○河川沿岸の集落においては、水害などの災害に強い地域づくりの促進を図ります。 ○集落景観の保全を図るとともに、集落の状況に応じた住環境の改善を図ります。 ○農地においては、農業生産基盤の適切な維持・更新に努めるとともに、無秩序な開発を抑制し、営農環境の保全を図ります。
森林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○丘陵地の森林は、水源の涵養、土壌の保全、観光・レクリエーションの場など、多面的な機能を維持するため、適切な維持・保全に努めます。
大和川周辺ゾ ーン	<ul style="list-style-type: none"> ○流域の市町村と連携し、美観向上、水質向上、活動拠点としての機能充実を図ります。

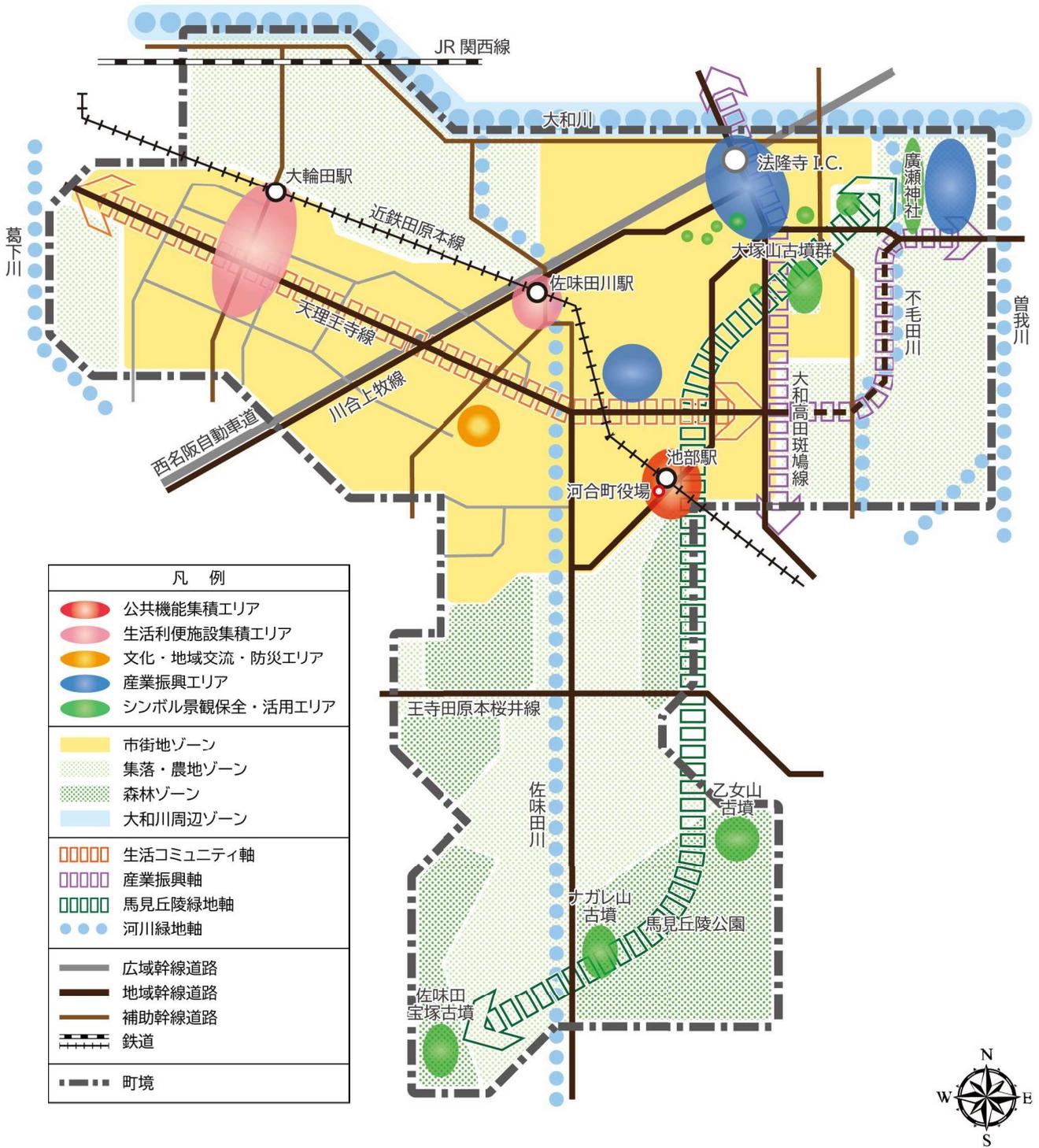
(3) 軸

生活コミュニティ軸	○本町の東西を連絡する天理王寺線の沿道市街地を生活コミュニティ軸として位置づけ、生活利便施設の誘導を図ります。
産業振興軸	○法隆寺インターチェンジへのアクセス利便性が高い大和高田斑鳩線及び天理王寺線沿道を産業振興軸として位置づけ、流通産業や周辺の住環境と調和する軽工業の誘導を図ります。
馬見丘陵緑地軸	○本町の歴史資源が連なる馬見丘陵公園、大塚山古墳群、廣瀬神社、そしてこれら資源の玄関口となる池部駅周辺の一帯を馬見丘陵緑地軸として位置づけ、回遊ネットワークの強化や機能連携を図ります。
河川緑地軸	○大和川に合流する支流が町名の由来となっていることから、各河川を本町の個性を創出する骨格と位置づけ、各々の特性に応じた環境改善等に努め、住民の憩いと交流の場の創出を図ります。

(4) 道路網

広域幹線道路	○西名阪自動車道を広域幹線道路として位置づけ、本町と大都市圏をつなぐ広域的な交通網として、その機能の維持が図られるよう努めます。
地域幹線道路	○本町と近隣自治体を連絡する道路を地域幹線道路として位置づけ、地域間の交通ネットワークの形成を図ります。 ○また、法隆寺インターチェンジに連絡する幹線道路網のネットワーク形成を図ります。
補助幹線道路	○地域における道路網の中心となる道路を補助幹線道路として位置づけ、各地区や主要施設へのネットワーク形成を図ります。

■将来都市構造



5 | 分野別方針

(1) 土地利用の方針

○ 将来都市構造における拠点エリアや各ゾーンの方向性を踏まえ、土地利用の方針を以下に定めます。

①拠点エリア

公共機能集積地区	○池部駅周辺では、馬見丘陵公園への緑道の回遊性を活かしながら、にぎわいや景観の充実を図ります。
生活利便施設集積地区	○鉄道駅周辺や地域幹線道路の沿道では、都市機能の誘導・集積を図るとともに、既存ストック(公園、主要道路、公共施設等)や商業地の魅力向上を図ります。
産業振興地区	○法隆寺インターチェンジや地域幹線道路近傍では、産業の維持・充実を図ります。 ○天理王寺線沿道のエリアでは、新たな産業振興機能の立地誘導を図ります。
文化・地域交流・防災地区	○文化・地域交流・防災の拠点である町立公民館では、施設の新たな利活用を計画的に推進し、防災拠点としての機能強化を図ります。

②市街地ゾーン

専用住居地区	○低層住宅を主体とする地区では、良好な低層住宅地としての環境維持に努めます。
一般住居地区	○住宅や一団の教育・文化・コミュニティ施設等を主体とする地区では、住環境と調和する生活利便施設等の立地を許容し、歩いて暮らせる環境の維持に努めます。
住居沿道地区	○住宅地を後背地に抱える幹線道路沿道の地区では、住環境と調和する日常生活関連の店舗や小規模な業務施設等の立地を許容し、複合的な土地利用を図ります。
学校教育地区	○中高一貫校が立地する地区では、良好な文教地区としての環境維持に努めます。
沿道サービス地区	○主要な幹線道路沿道の市街化調整区域では、地区計画制度の活用もしくは市街化区域への編入を検討し、商業・業務施設の立地誘導を図ります。
駅周辺活性化地区	○池部駅周辺の市街化調整区域では、地区計画制度の活用もしくは市街化区域への編入を検討し、馬見丘陵公園との連携による土地利用の活性化を図ります。

③集落・農地ゾーン

集落地区	○集落地や旧来の住宅地が立地する地区では、地区の実情を踏まえながら、狭あい道路や段差の解消など住環境の改善を図ります。 ○佐味田地区では、34条11号 ^{※1} の制度運用により定住人口の維持を図ります。
農地保全地区	○田園地区では、無秩序な開発を抑制し、農業生産環境の保全・活用を図ります。 ○都市的土地利用 ^{※2} に転用される場合は、営農環境に配慮した土地利用を図ります。
シンボル景観保全地区	○古墳や寺社等の地域のシンボルとなる景観要素が立地する地区では、景観の保全に努めるとともに、多様な交流活動の場としての活用を促進します。

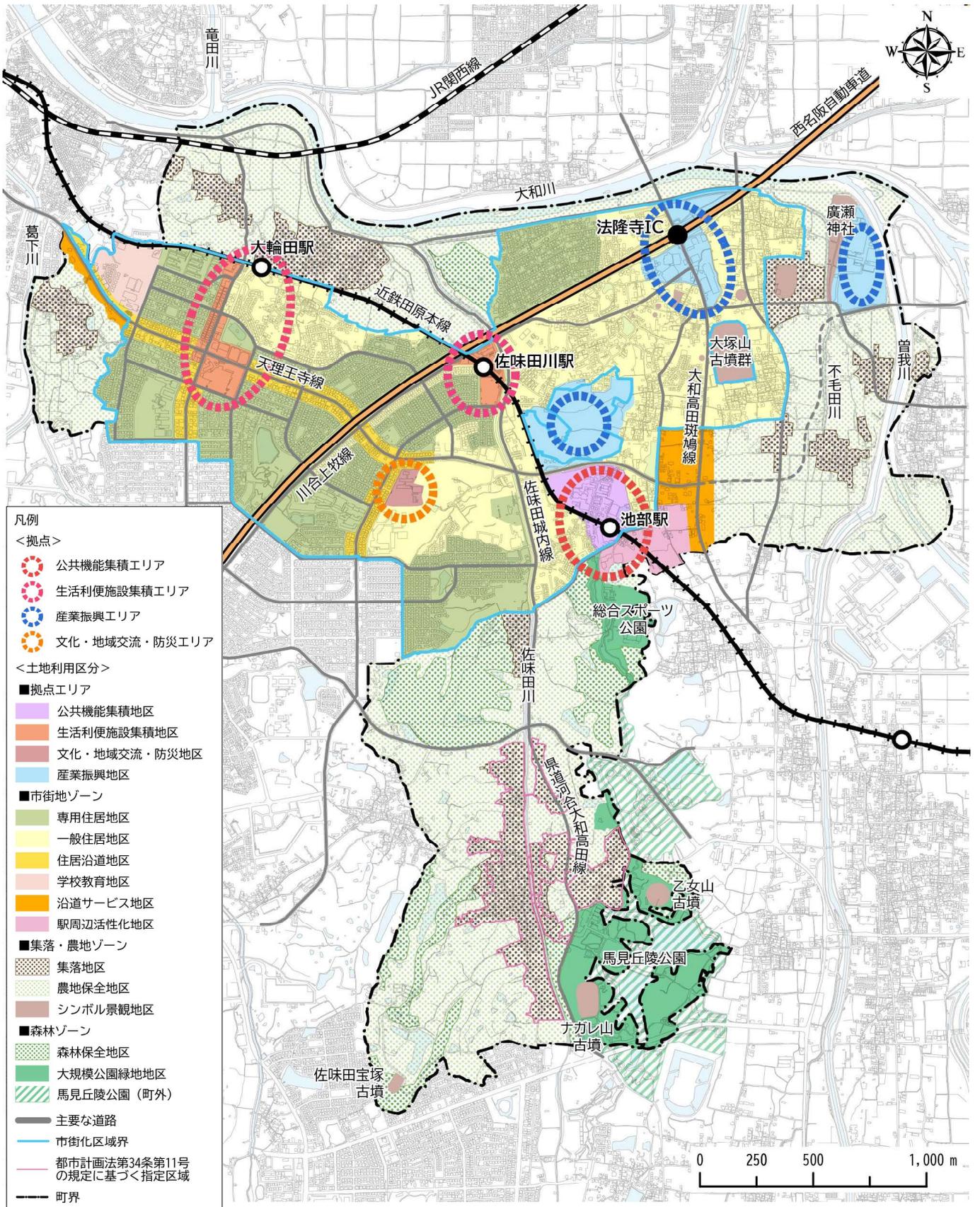
④森林ゾーン

森林保全地区	○丘陵地の森林地区では、無秩序な開発を抑制し、森林の持つ多面的な機能を維持するため、適切な維持・保全に努めます。
大規模公園緑地地区	○馬見丘陵公園や総合スポーツ公園が立地する地区では、その一体性・連続性を活かし、奈良県と相互連携を図り、エリアの魅力向上に向けた取組を促進します。

※1 都市計画法第34条11号(詳細はP10参照)

※2 主として人工的施設による土地利用

■土地利用方針図



(2) 市街地の整備方針

○ 市街地の整備方針は、土地利用方針や、各地区の現状を踏まえ、次のように定めます。

①市街化区域

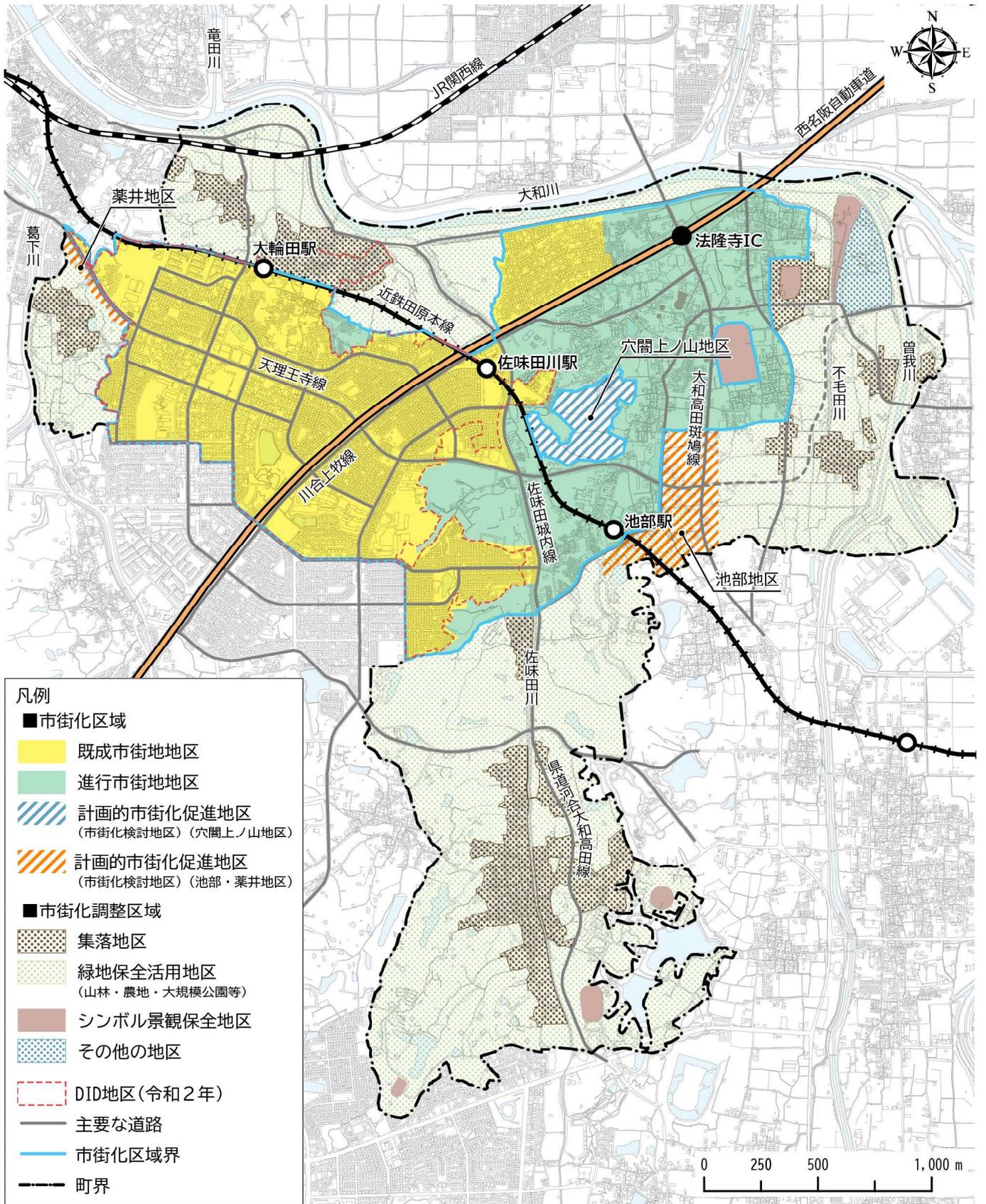
区分	概要	整備方針
既成市街地地区	○面的な開発により都市基盤が概ね整備されている地区 またはDID地区※(令和2年)	○道路や下水道、公園などの都市施設の維持管理を適切に実施し、良好な市街地の形成に努めます。
進行市街地地区	○既成市街地地区以外の地区	○無秩序な開発を抑制し、良好な市街地の形成に努めます。

※人口集中地区(国勢調査において定める人口密度の高い地区(40人/ha以上かつ人口が5千人以上となる地区))

②市街化調整区域

区分	概要	整備方針
計画的市街化促進地区	○市街化検討地区 →穴闇上ノ山地区	○本地区は、法隆寺インターチェンジへのアクセス利便性が高く、天理王寺線の整備により産業立地のポテンシャルが高まるエリアです。このポテンシャルを最大限活かし、本町の活性化と就業機会の創出を図るため、周辺の住環境と調和した新たな産業振興機能の立地誘導を図ります。 ○以上を踏まえ、本地区では市街化区域への編入を検討し、地区計画制度等による民間開発の適正な誘導により、都市基盤施設と一体となった良好な市街地の形成を促進します。
	○市街化検討地区 →池部地区 →薬井地区	○池部地区は、池部駅が位置し、役場庁舎等の公共機能が集積するほか、馬見丘陵公園の玄関口でもあり、町の中心的な役割を担うエリアです。更なるエリアの価値向上を図るため、公共施設の再編や馬見丘陵公園との連携により土地利用の活性化を図ります。 ○以上を踏まえ、本地区では将来的に市街化区域と同等程度の土地利用を図るため、市街化区域への編入を検討し、地区計画制度等による民間開発の適正な誘導により、都市基盤施設と一体となった良好な市街地の形成を促進します。
集落地区	○市街化調整区域内の集落	○空き家の実態を適切に把握し、地域に適した利活用や定住のための建て替えなどを促進します。 ○生活道路においては、狭あい道路の拡幅や段差の解消などの整備を推進します。
緑地保全活用地区	○市街化調整区域内の山林・農地・大規模公園等	○農業振興や、緑地が有する防災やアメニティ機能など多様な役割を踏まえ、様々な保全・活用方策を検討します。
シンボル景観保全地区	○大塚山古墳群、廣瀬神社など町域のランドマークとなっている地区	○古墳及び周辺の緑地は、文化財保全上の意義と併せ、郷土の景観を構成するシンボル(ランドマーク)として保全を図ります。
その他の地区	○大規模工場用地	○大規模工場用地は地区計画等の活用を検討し、現況土地利用の保全、利用増進を図ります。

■市街地整備方針図



(3) 都市施設の整備方針

○ 各都市施設の整備方針は、次のように定めます。

①道路等

広域幹線道路	○西名阪自動車道は、産業立地や観光・交流の魅力を高める道路として活用を図ります。 ○法隆寺インターチェンジに連絡する幹線道路網のネットワーク形成を推進します。
地域幹線道路	○本町と近隣都市を結ぶ幹線道路として以下の都市計画道路を位置づけます。 □天理王寺線 □大和高田斑鳩線 □佐味田城内線 ○天理王寺線については、未整備区間の整備を促進し、東西交通の円滑化、周辺地域の生活道路の混雑解消及び安全性向上を図ります。
補助幹線道路等	○各地区や主要施設を結び、地域幹線道路を補完する道路として地区内の主要な生活道路を位置づけます。
緑道・ハイキングコース	○池部駅前から馬見丘陵公園に至る緑道を利用した古墳や公園等を結ぶ河合古代史散策の道の機能充実、河川の堤防を利用した遊歩道の整備、主要施設を結ぶ幹線道路の美装化などの推進により、安全で快適な歩行者系道路網の形成に努めます。

②公共交通施設

鉄道	○近鉄田原本線は、鉄道事業者と連携して駅及び周辺施設のバリアフリー化を促進します。 ○近鉄池部駅は、駅周辺に公共公益施設が集積し、馬見丘陵公園への最寄り駅となることから、良好な歩行空間の整備などを促進します。
バス	○町巡回バス(すな丸号)は、利用者ニーズに合わせた利便性の向上を検討し、鉄道駅やバス停留所、公共公益施設への結節の充実を図ります。

③公園・緑地

街区公園等	○利用者の多様なニーズに対応し、利用を促進することで公園の活性化を図ります。 ○注力しなければならない公園には、公園の価値を高めるような施策を展開します。 ○公園の配置状況や利用状況を踏まえ、整理すべき公園は廃止や統合を検討します。 ○公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の長寿命化を図ります。
広域公園	○馬見丘陵公園や総合スポーツ公園の魅力向上に向けた取組を促進します。

④供給処理施設

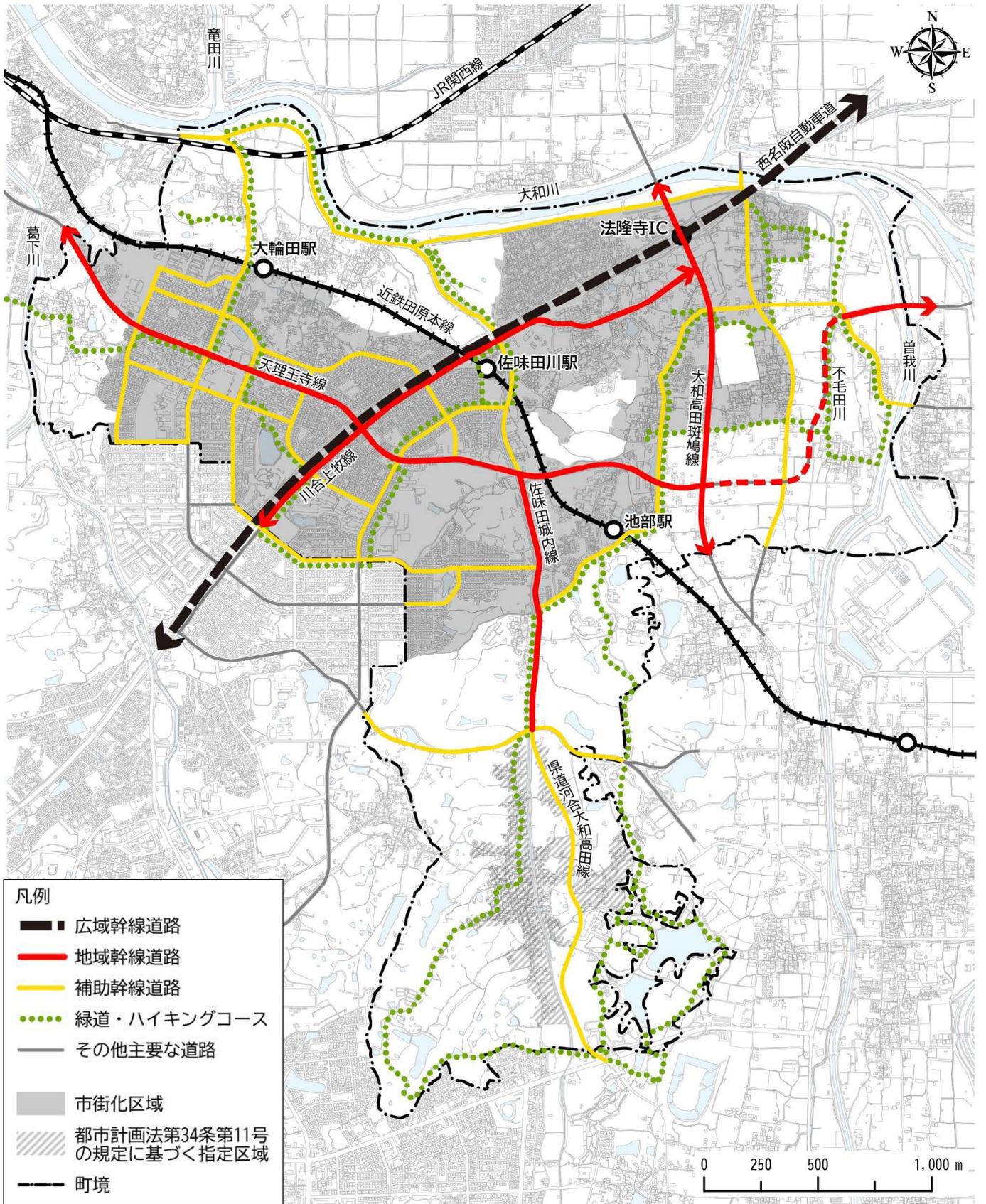
上下水道	○水道施設の更新計画に基づき、計画的な耐震化と有収率 ^{※1} の向上に努めるよう奈良県広域水道企業団に要望します。 ○広域連携による水道事業の健全経営に努めるよう奈良県広域水道企業団に要望します。 ○下水道ストックマネジメント計画に基づき、公共下水道の効率的な運用に努めます。
ごみ処理施設	○可燃ごみの処理は、10市町村 ^{※2} の共同処理広域化により施設整備を推進します。 ○ごみ積替施設は、3町 ^{※3} の共同処理広域化により施設整備を推進します。

※1 浄水場や配水場から送り出す水量に対して料金として収入のあった水量の割合

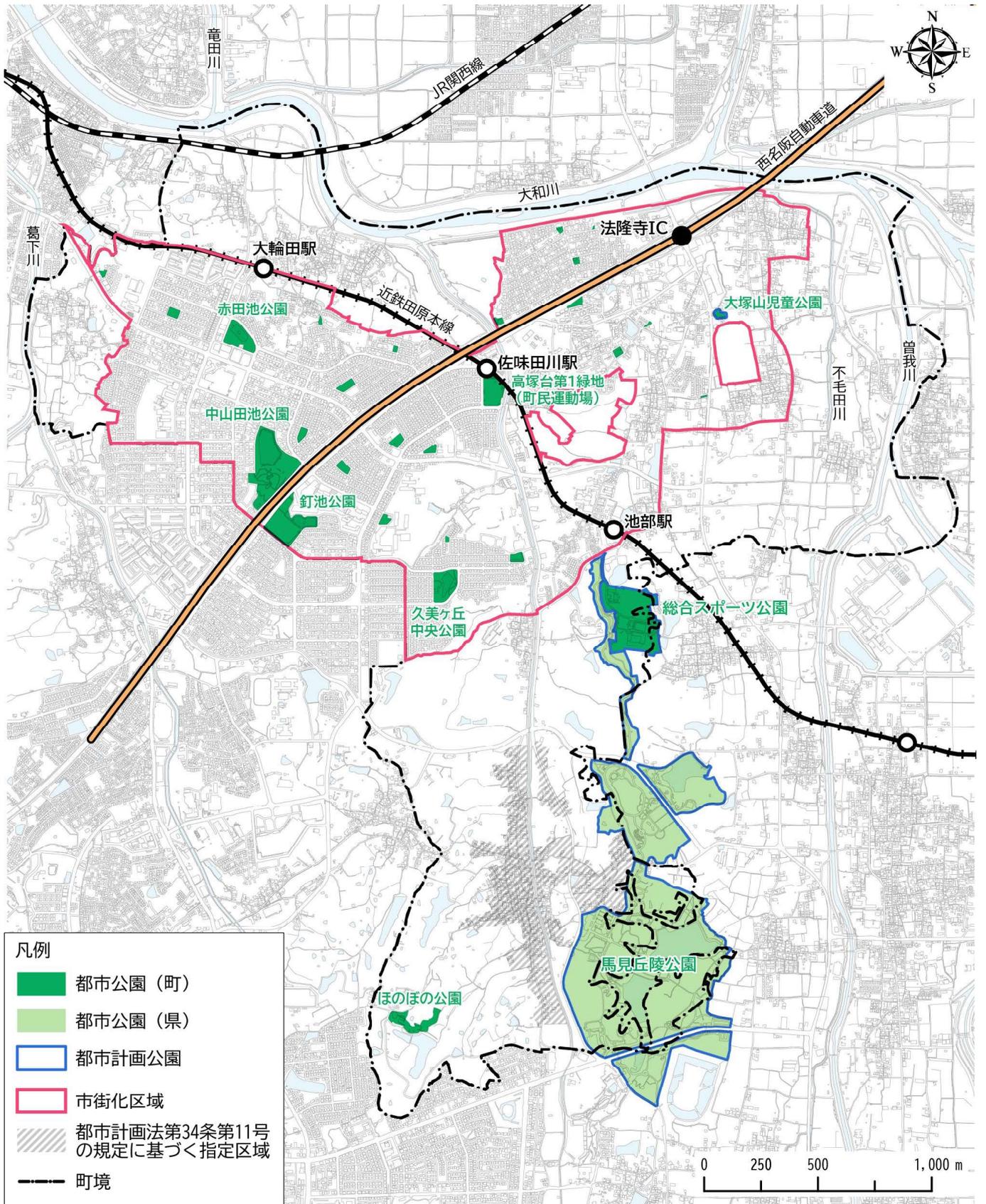
※2 大和高田市、天理市、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、広陵町、上牧町、河合町、山添村

※3 河合町、安堵町、広陵町

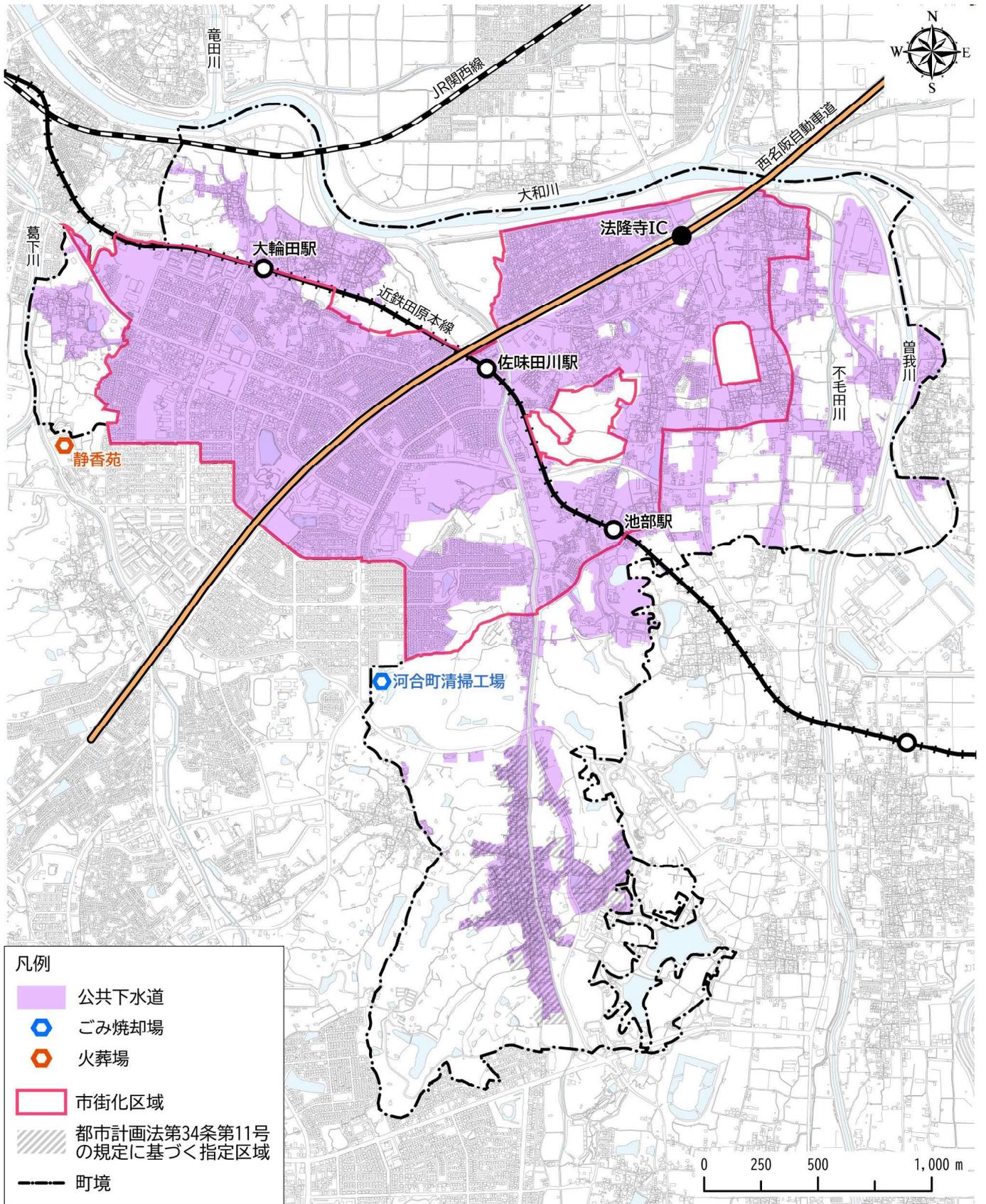
■道路等の整備方針図



■公園・緑地の整備方針図



■ 供給処理施設の整備方針図

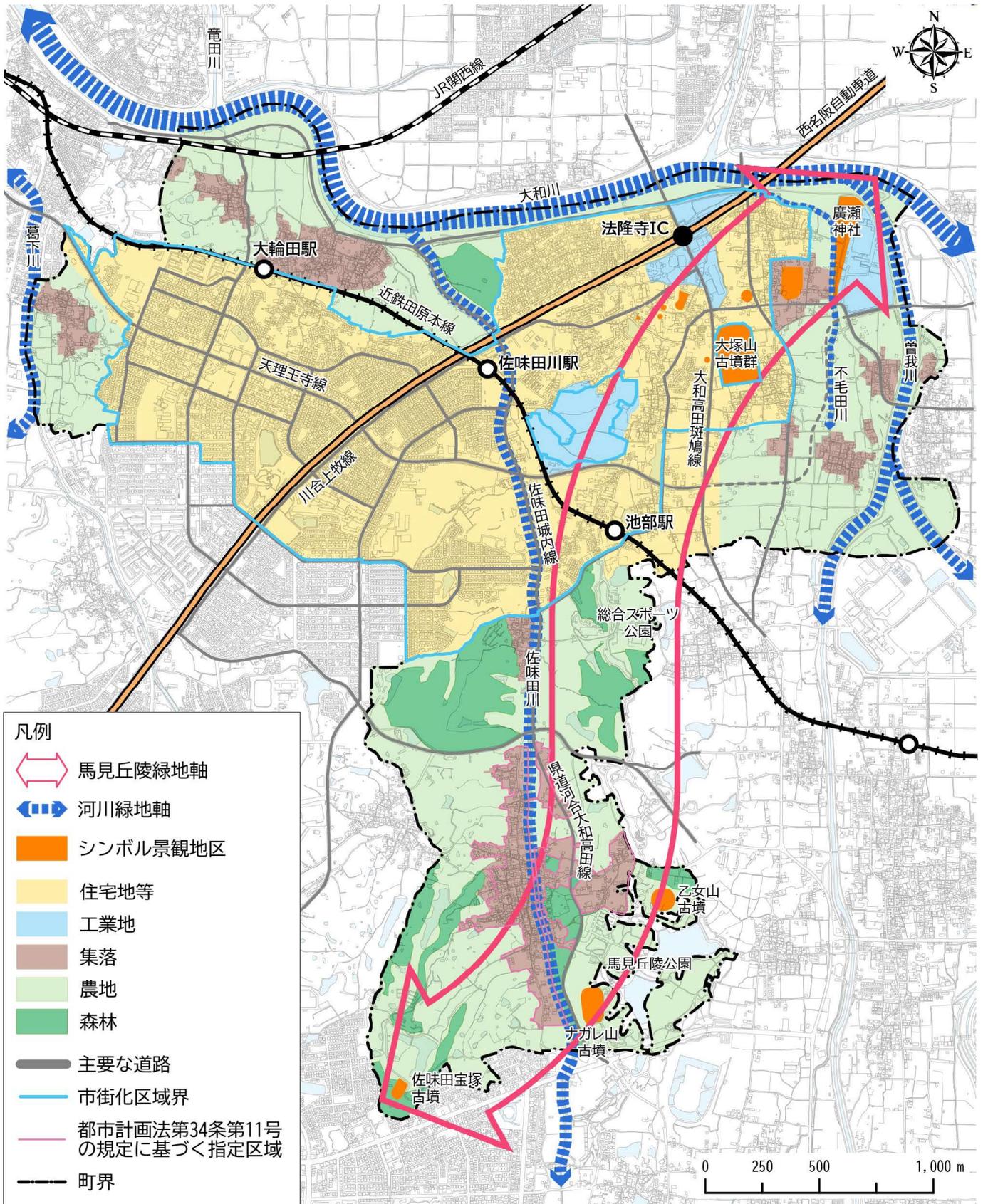


(4) 都市環境・景観形成の方針

○ 都市環境・景観形成の方針は、次のように定めます。

景観形成の方針	<p>○馬見丘陵の緑と古墳、大和川を始めとした多くの河川や溜池の水辺は、本町の特色ある景観を構成する重要な要素となっていることから、景観形成の骨格として位置づけ、緑と水辺のうるおいが一体となった景観の創出に努めます。</p> <p>○馬見丘陵公園、大塚山古墳群や廣瀬神社など町のシンボルとなっている地域資源を活かし、河合町らしい景観の維持、保全、形成を目指します。</p>
馬見丘陵緑地軸 シンボル景観地区	<p>○本町のシンボルとなる地域資源が連なる馬見丘陵公園、大塚山古墳群、廣瀬神社、そしてこれら資源の玄関口となる池部駅周辺の一帯については、回遊ネットワークの強化や機能連携を図るとともに、各エリアの特性に応じた景観形成を図ります。</p> <p>【馬見丘陵公園】（シンボル景観地区）</p> <p>○まとまった緑地や地域の特徴となっている樹木等の適切な維持により、後背の丘陵、山・山並みと調和した良好な景観を保全します。</p> <p>○地域のシンボルとなる乙女山古墳やナガレ山古墳等の景観の保全に努めます。</p> <p>【池部駅周辺】</p> <p>○馬見丘陵公園の玄関口として、魅力ある都市空間の創出や歩いて楽しい街並み景観の形成に努めます。</p> <p>【大塚山古墳群】（シンボル景観地区）</p> <p>○整備基本計画に基づき、観光資源としての活用を図りながら、郷土の景観を構成するシンボルとして、景観の保全に努めます。また、周辺の田園も含め一体的な緑地の保全に努めます。</p> <p>【廣瀬神社】（シンボル景観地区）</p> <p>○廣瀬神社の参道や建造物については、本町を代表する文化財（県指定文化財）・シンボルとして、景観の保全に努めます。</p>
河川緑地軸	<p>○山地、田園、市街地と町内の各地を流れる大和川やその支流となる河川は、今後も関係機関や地域住民との協力により、水辺景観の保全に努めます。</p>
住宅地等	<p>○市街地では、計画的に開発された住宅地を中心に、公園、街路樹等のみどりの適切な維持管理により、うるおいのある景観の形成に努めます。</p> <p>○幹線道路沿道では、街並みに配慮した連続性のある景観の形成に努めます。</p> <p>○将来的に土地利用の転換を図る区域では、周辺の住環境に配慮した景観の形成に努めます。</p>
工業地	<p>○隣接する住宅地や田園地域への圧迫感を軽減するなど、周辺と調和した景観の誘導に努めます。</p>
集落・農地	<p>○集落の歴史・文化的景観を保全し、集落の特性に応じた景観形成に努めます。</p> <p>○農地や水路などの適切な維持により、ゆとりとうるおいが感じられる田園環境を保全するとともに、後背の丘陵と調和した良好な景観の保全に努めます。</p>
森林	<p>○森林の適切な維持・保全に努め、豊かな自然景観として保全します。</p>

都市環境・景観形成の方針図



(5) 都市防災の方針

○ 都市防災の方針は、次のように定めます。

治水対策	<ul style="list-style-type: none">○洪水浸水想定区域では、ハザードマップにより周辺住民への情報周知を徹底します。○大和川流域水害対策計画に基づき近隣都市と連携を図りながら、大和川の治水対策を推進します。○大和川と不毛田川の合流地点では、浸水被害軽減に向けて調整池整備等を推進します。○山林や農地等の無秩序な開発を抑制し、保水機能の維持・確保に努めます。
土砂災害対策	<ul style="list-style-type: none">○土砂災害警戒区域等の指定区域では、災害リスクの周知を行い、住宅の新規立地や開発を抑制するとともに、その周辺では、被害予防に向けた適切な開発指導を行います。
国土強靱化	<ul style="list-style-type: none">○天理王寺線の道路整備を促進し、災害時の避難や防災活動の円滑化を図ります。○インフラ・避難所施設の定期的な点検や、老朽化施設の補修・更新等を推進します。○橋梁の補修と耐震補強を実施し、長寿命化や災害等に対する予防保全を図ります。○舗装面の状態確認を行い、修繕計画を策定して道路の長寿命化を図ります。
防災拠点の機能強化	<ul style="list-style-type: none">○文化・地域交流・防災の拠点である町立公民館では、施設の新たな利活用を計画的に推進し、防災拠点としての機能強化を図ります。
地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none">○防災教育と実践的な訓練を繰り返し実施し、防災意識の高揚を図ります。○自主防災組織の支援(組織の設立・活動支援、防災リーダーの育成)を図ります。○防災情報システムの充実と整備を図ります。○地震の発生に備え、既存木造住宅の耐震診断と耐震改修工事を促進します。○歩行者の安全と避難路確保のため、基準外のブロック塀撤去を促進します。

■都市防災の方針図

